

1、校章制定方法と決定までのながれについて

R2年10月	制定方法の決定 (準備委員会)	校章デザインは公募する。募集要項等は事務局でつくり、準備委員会に示す。
R2年12月	募集要項決定 募集要項配布	第4回準備委員会(12/16) 「再編だより校章デザイン募集号」配布(12/25)
R3年1月～ R3年2月	募集	広報誌1月号(校名決定と校章デザイン募集) 募集案内・応募用紙(学校、公共施設配布 自治会回覧 猪名川町HP) 募集期間 1/4(月)～2月26日(金)
R3年2月	1次(2次)選考 (3～5点に絞込み)	校章デザイン選考部を設置
R3年4月	最終選考 (準備委員会)	準備委員会で最終選考 入選作品決定 教育委員会へ報告 教育委員会で必要に応じて補作し、校章デザイン決定(完成)
R3年6月	発表	広報誌、HP、再編だよりで発表

2、校章デザイン募集要項

(1)応募資格

どなたでも応募できます。

(2)募集内容

新しい中学校の「校章デザイン」

(3)応募要領

①応募作品は、未発表かつ自作のデザインに限ります。

他者の著作権などの権利を一切侵害しないものに限ります。

②一人何点でも応募可能とするが、原則応募用紙を使用し、応募用紙1枚につき1点とします。

③応募用紙は、町教育委員会事務局、日生連絡所、六瀬総合センター、町内小中学校で配布します。

猪名川町役場 HP からダウンロードできるようにします。

再編だより「校章デザイン募集号」として校区内自治会に回覧します。

- ④提出方法は、応募箱への投函（②の場所に設置）、郵送、FAX、メールとします。
- ⑤応募作品は返却しません。また、応募にかかる経費は応募者負担とします。
- ⑥単色での応募とします。ただし、準備委員会、又は教育委員会で色の変更をすることもあります。なお、グラデーションは不可とします。

(4)選考方法、その他

- ①応募された校章デザインは、準備委員会（選考部及び全体会）で選考し、教育委員会で決定します。
- ②選考の方法については、選考部（校章デザイン選考部）で決定します。
- ③入選作品の一部を準備委員会、又は教育委員会において修正することもあります。
- ④決定された校章デザインに関する一切の権利は、猪名川町教育委員会に帰属するものとします。
- ⑤応募作品の著作権などについて、第三者からの異議申立、苦情などがあった場合は費用負担などを含め応募者が対応するものとします。
- ⑥応募に際しての、氏名等の個人情報には校章デザイン募集以外の目的で使用しません。
- ⑦入選した校章デザインは、広報誌、役場 HP、再編準備委員会だよりに掲載し発表します。

(5)選考部会の設置と絞り込み

①選考部メンバー

*各専門部から1名を推薦（校名選考部以外の方でお願いします）

*併せて、美術に造詣の深い委員にも依頼します。

②選考部会での絞り込み

選考部会の協議で、3～5点程度に絞り込む。

選考方法については選考部会（校章デザイン選考部）で決めてもらう。